

「Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム  
開発促進事業」に係る公募  
(サプライチェーンの迅速かつ柔軟な組換えに資する  
デジタル技術の開発支援)

公募要領

**【ご注意】**

本事業への応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での提案書の作成、および、提案様式を e-Rad 上にアップロードすることにより、行われます。e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。※e-Rad による登録手続きを行わないと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。所属機関の登録手続きに日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

2020 年 5 月 29 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

IoT 推進部

「Connected Industries 推進のための  
協調領域データ共有・AI システム開発促進事業」に係る公募について  
(サプライチェーンの迅速かつ柔軟な組換えに資するデジタル技術の開発支援)

(2020年5月29日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」）は、「Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業」における「サプライチェーンの迅速かつ柔軟な組換えに資するデジタル技術の開発支援」を課題設定型の助成事業として実施します。研究開発を行う事業者を民間企業等から以下の要領で募集しますので、本要領に従いご応募願います。

1. 件名

サプライチェーンの迅速かつ柔軟な組換えに資するデジタル技術の開発支援

2. 事業概要

(1) 背景

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、取引先の生産停止、外出制限による従業員の出勤制限、渡航制限による減便や欠航等の問題が生じ、製造サプライチェーン※に大きなダメージをもたらしました。

我が国の製造事業者にとっては、今般のサプライチェーン寸断リスクが中長期化してしまうケースや、将来再度こうしたリスクに直面するケースが生じて、サプライチェーンの迅速・柔軟な組換えによりその寸断リスクにも対応が可能な企業変革力（ダイナミック・ケイパビリティ）の向上を図ることが、今後の重要な経営課題となっています。

これにより、その時点で調達可能な部品で生産可能な代替製品の迅速な設計・生産、自社工場での生産継続が難しい場合における、代替生産が可能な他の拠点や協力企業への発注や生産工程移管、代替生産を引き受けた企業が短期間で生産稼働開始等を可能とするような柔軟で強靱なサプライチェーン構造を実現することが重要です。

また、「アフター・コロナ」の国際経済社会を見据え、デジタルトランスフォーメーションの取組をいっそう加速し、日本の製造業の産業競争力の維持・強化を図ることも重要です。

※サプライチェーン：原則として複数の企業を跨るモノの流れ、供給の連鎖

(2) 目的

今後の製造サプライチェーンは、こうした不測の事態への迅速・柔軟な対応や多品種少量・短納期化への対応を可能にするため、製品の設計・組立や部品の加工技術などに競争優位を有する複数の企業が、ある製品の製造プロジェクトのために柔軟に連携しながらサプライチェーン構造を形成していく形態が拡大していくと考えられます。

そのためには、各企業において商品企画や製品設計から工程設計、組立・部品加工等に至るエンジニアリングチェーンの組織能力の高度化・迅速化を実現するとともに、企業間の取引関係の柔軟な連携を円滑化・迅速化していくことが重要です。その実現のためには、デジタル技術のいっそうの活用が必要です。

本事業では、製造工程間でのシームレスなデータ連携や企業間でのセキュアなデータ共有を可能にするデジタル技術の開発支援を実施し、製造業におけるサイバー・フィジカル・システムの構築に向けた先行事例を創出、その推進を後押ししていくことを目的とします。

今般の提案公募を通じて、製造業のエンジニアリングチェーンやサプライチェーンの全体最適

を実現し将来的に統合的なサイバー・フィジカル・システムを構築していくことを視野に、既存のシステム製品・サービスではまだ課題解決が十分に進んでいない領域を明らかにし、その技術開発を重点的に支援していきます。

### (3) 事業内容

以上の背景・目的を踏まえ、本事業では、以下の2つの課題を設定し、これらの課題解決を可能とするデジタル技術の提案を募集します。

**課題1**：各企業における製造工程間のシームレスなデータ連携・活用

**課題2**：企業間でのセキュアなデータ連携・活用

提案においては、全体提案（課題1、課題2双方を含む）および部分提案（課題1または課題2のみ）を可とします。

また、全体パッケージのみならずモジュールごとの導入を可能とする仕組みや、既存の他社システムとも連携・接続可能なAPI等の仕組み、導入企業側でのカスタマイズ・システム開発を容易にするSDK環境の構築等、中堅・中小企業による導入が進みやすくするための工夫も盛り込まれることが望ましいです。

開発がある程度まとまって進捗した時点で段階的にユーザーからの評価を受け、開発計画へ反映させることを目的として、ユーザビリティ評価の実施を実施計画に定めるものとします。

以下に、各課題の具体例を示しますが、これに捕らわれない様々な提案を期待します。

#### **課題1**：各企業における製造工程間のシームレスなデータ連携・活用

- 製品を構成する部品データを設計部門のみならず調達部門やサービス部門が個別に作成しており、設計変更に伴うデータ修正が他の部門では共有・反映されていないなどの作業の重複や非効率が生じている。
- 日本のものづくりは製造現場におけるカイゼンや、「つくりやすさ」や全体機能最適を追求し設計に織り込んでいく工程・企業間の「擦り合わせ」に強みがあると言われていたが、製品組立の工程設計を担う生産技術部門の業務を支えるデジタルツールは十分に整備されておらず、製造工程間のデータ連携も十分に進んでいない。
- 部品加工を得意とする企業においても、CADやCAM等のデジタルツールの導入活用は一定程度進んでいると考えられる一方で、加工形状や生産機械の個体差などを総合的に勘案して加工パス・条件等を最適化していく操作作業は熟練労働者のノウハウや経験に依存していることが少なくない。

以上のような課題に対して、生産準備や工程設計を含むエンジニアリングチェーンを通じた製造工程間の更なるデータ連携の円滑化やシミュレーション技術等の活用・開発を促進することで、「擦り合わせ」や工程一貫の流れを全体俯瞰できる組織能力を強化・体系化していくことが重要と考えられる。

なお、こうしたデジタル技術の活用・開発に当たっては、特に工程設計や製造・加工の「現場力」を支える属人的ノウハウの体系化を通じて、世代間・グローバルで展開可能な組織知化を促進すると同時に、一方で、製造工程間に散在する様々なデータを集約し相互に紐付けする等により更なるカイゼンや高精度な加工スキルにつながる「気付き」や原理原則・現象理解を

促し、企業の競争力の源泉となる人材、スキルやノウハウの継続的な向上・高次元化を可能とするナレッジデータベースとしても活用していく方向性を目指すことが重要であると考えられる。

## 課題 2：企業間でのセキュアなデータ連携・活用

- 不測の事態により特定の部品について供給途絶リスクが生じた場合、代替調達先企業を至急探し出す必要があるが、新たな調達先企業との取引関係を構築するためには、当該部品の供給が可能な候補企業を特定した上で、見積りのやり取りや納期の調整、保有生産設備の確認、供給部品の品質や性能・機能評価、加工技術やエンジニアリング能力の見極め等多様な事前準備が必要とされ、更には図面やデータフォーマットの相違等によるコミュニケーション上の支障が生じる場合がある。
- 複数の企業や拠点間をまたがるサプライチェーンにおける生産管理や、生産技術・生産現場等が工程間分業されている場合において、企業間・拠点間の連携の全体最適化が重要であるが、生産管理データや生産設備の稼働データ等が分断されていることから、リアルタイムでの生産管理調整や遠隔稼働監視や工程カイゼン等を実現することが難しい。
- 特に自動化や標準化が進んでいる生産機械・設備を利用した部品の生産加工については、当該部品に係る工程設計や加工プログラム等の開発と部品生産加工の分業連携が想定されるが、ニーズに応じた設計開発の迅速化を可能にするシステム基盤や、加工プログラム等をセキュアなかたちで最適な拠点に共有して生産加工を実現するシステム基盤が十分に整備されていない。

こうした課題に対応するには、企業間の取引関係やデータ連携を円滑化し全体最適化を支援するため、AI やビッグデータ技術、シミュレーション技術をはじめデジタル技術を活用したシステム開発展開が重要であると考えられる。この際には、企業間で共有・連携を促進すべきデータと各企業固有のノウハウとなるデータを峻別することや、共有データの秘匿性を確保するセキュアなシステム環境の実現が重要と考えられる。

### (4) 事業期間

事業期間は 2020 年度から 2021 年度末までの最大 2 年度間とします。

### (5) 事業規模

1 件あたりの助成金の限度額は、以下を予定しています。

2020 年度から 2021 年度までの最大 2 年度間で 1 億円以内

助成金は審査の結果等により提案額から減額して交付することがあります。

また、採択審査段階または事業実施段階において、外部有識者の審査をもって、上限を超えて必要とする理由が認められる場合は、必要額を十分に精査したうえで予算を認めるものとします。

### (6) 事業スキーム

本事業では、単独法人の提案または、複数法人（大学等を含む）共同提案を可とします。

将来的な協力関係の拡大を見据えたコンソーシアム体制での取り組みも可とします。

※コンソーシアムで取り組むプロジェクトについては、代表する1者が、そのプロジェクト全体を総括して実施するものとします。

(7) 交付規程について

本助成事業は「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」(以下「交付規程」)に沿って実施します。

3. 応募要件

(1) 助成対象事業者

助成事業者は、次の要件(交付規程第5条)、「基本計画」及び「2020年度実施方針」を満たす、単独あるいは複数で助成を希望する、原則本邦の企業、大学等の研究機関(原則、本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等(大学、研究機関を含む)の特別の研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができます)とします。

助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること

- i. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ii. 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iii. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- iv. 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- v. 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等(助成対象事業者には含まない)と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること(又は連携の具体的予定を示すこと)ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。
- vi. 実施体制に事業化能力を有する助成事業者を含むこと。

(2) 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- i. 助成対象事業が、本公募要領において定められている背景・目的を踏まえた、研究開発事業であること。
- ii. 助成事業終了後直ちに事業化を目指す上での開発計画、投資計画、事業化能力の説明を提示できること。
- iii. 当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査(バイドールフォローアップ調査)に報告できること。
- iv. 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

(3) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、交付規程第6条に示すとおりです。

(4) 補助率

企業規模に応じて、原則、以下の比率で助成する。

- ・大企業： 1/2 助成
- ・中堅・中小企業： 2/3 助成

\*中小企業とは以下の（ア）（イ）のいずれかに該当する企業等であって、かつ大企業\*\*\*からの出資比率が一定比率を超えないもの（注1）をいいます。

\*\*中堅企業とは以下の（ウ）に該当する企業等であって、かつ、大企業の出資比率が一定比率を超えないもの（注1）をいいます。

\*\*\*大企業とは（ア）から（ウ）のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

#### （ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※1	資本金基準 ※2	従業員基準 ※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

#### （イ）「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 1.のほか、産業技術力強化法施行令第6条第三号に規定する事業協同組合等

#### （ウ）「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数（注2）が1,000人未満又は売上高が1,000億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

（注1）次の企業は、大企業の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
  - ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業
- （注2）常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

#### (5) 委託費・共同研究費

助成先が事業内容の一部を委託又は共同研究を行う場合には、あらかじめ交付申請書への記載が必要です。委託及び共同研究の助成対象費用額は原則として助成対象費用の総額の50%未満です。

また、本助成事業では、助成事業者が国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関（以下「学術機関等」）と共同研究を実施する場合には、交付規程第6条第2項に基づき、学術機関等への共同研究費を定額助成します。学術機関等が助成事業者（申請者）となる場合や、助成事業者（申請者）が学術機関等に技術開発の一部を委託する場合は、定額助成とはなりませんのでご注意ください。

#### 4. 応募期限及び応募手続き

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で以下の応募期限まで受け付けます。応募者は事前にe-Radへ登録の上、応募を行ってください。連名の場合は、代表法人が登録を行ってください。

応募期限：2020年7月6日（月）12時

公募期間：2020年5月29日（金）から2020年7月6日（月）12時

期限までに応募されなかった場合、いかなる理由であろうとも無効とします。また、入力内容や提案書類に不備等がある場合は審査対象となりません。本公募要領を熟読の上、注意して記入してください（提案書類のフォーマットは変更しないでください）。

#### 5. 応募方法

助成金を希望する事業者は、e-Radにログインいただき、本事業の応募ページに必要な事項を入力することで、提案書を作成してください。また、下記の提案様式についても、アップロードを行ってください。e-Radで作成した提案書と、アップロードいただく提案様式を組み合わせたものを、提案書類一式とします。

e-Rad 公募ページ：<https://www.e-rad.go.jp/>

公募名：Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業／サプライチェーンの迅速かつ柔軟な組換えに資するデジタル技術の開発支援

##### (1) 提案様式等の関係書類の入手

下記の提案様式等の関係書類は、NEDO ホームページの本公募ページからダウンロードすることができます。

本公募ページ：[https://www.nedo.go.jp/koubo/IT2\\_100164.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/IT2_100164.html)

- ① 公募要領【PDF】
- ② 提案様式【zip】
- ③ 交付規程【PDF】
- ④ 基本計画【PDF】
- ⑤ 実施方針【PDF】
- ⑥ （2次審査用）積算用総括表【Excel】
- ⑦ （2次審査用）プレゼン資料様式【PPT】
- ⑧ （交付申請時）交付申請書様式【Word】

##### (2) 提案様式

提案様式を確認の上で、作成してください。なお、提案様式として提出された資料は返却いたしま



せん。

(3) 応募に関する注意

- ① 応募者は必ず事前に e-Rad の登録を行ってください。
- ② 提案書類一式は日本語で作成してください。また、審査は日本語で行います。
- ③ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、又は当該外国企業との共同研究の意志を示す覚書の写し1部。

(4) 公募説明会

当該助成事業の内容、応募に係る具体的な手続、提出書類一式の記載方法等は説明会形式では行いません。公募開始から数日以内に、公募内容や提案書類等の作成方法について解説する参考資料と Q&A 集を本公募ページに掲載します。

本公募ページ：[https://www.nedo.go.jp/koubo/IT2\\_100164.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/IT2_100164.html)

(5) 応募に関する問い合わせ先

応募に関する質問等は、7/2 まで電子メールで受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

問い合わせ先

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）IoT 推進部公募担当

メールアドレス：[cis@ml.nedo.go.jp](mailto:cis@ml.nedo.go.jp)

6. 公募締め切りから交付決定までのプロセス

(1) 審査

- ① 公募締め切り後、1次審査として、提案書類一式に基づいて外部審査委員による書面審査を行います。審査を通過した提案者のみ、メールで2次審査の通知を行います。
- ② 1次審査を通過した提案者の内、会計監査人を設置していない会社を対象として会計士等による財務分析を実施します。
- ③ 1次審査通過後に、必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。
- ④ 2次審査では、提案内容についてプレゼンテーションを行っていただき、その内容を踏まえて審査を行います。審査はWebミーティングの形式で実施します。審査の進め方は、2次審査の通知の際に連絡します。プレゼンテーションで使用する資料は、1次審査通過の通知から約1週間後に提出していただく予定のため、資料の内容についてはあらかじめ検討しておく必要があります。これらの資料は、提案様式等の関係書類としてお示ししている様式に従い、作成してください。  
プレゼンテーション資料には、以下の内容を含むものとします。これらの項目に対する説明が乏しい、又は説明が行われない場合、審査で良好な評価を得にくい場合があります。なお、プレゼンテーション資料に対する補足説明が必要な場合は、PowerPointのノート機能を使い、テキストによる説明を行ってください。

(プレゼンテーション内容)

事業計画 【ビジネスプランの説明】

- ・ エグゼクティブサマリー（ビジネスプランの要点）



- ・ エグゼクティブサマリーの詳細
  - 事業立ち上げの経緯
  - 市場及び共創・競合の分析
  - ビジネスモデル
  - 立ち上げ計画

研究開発計画 【事業計画を実現するために NEDO 事業で実施する研究開発内容の説明】

- ・ 開発計画
- ・ 達成目標・水準・指標の設定
- ・ 開発終了後の 3 年分売上計画

## (2) 2 次審査後～交付決定

2次審査後、NEDO内に設置する契約・助成審査委員会で最終的に採択決定し通知を行います。審査の内容によって、実施内容や助成対象経費の変更等が「採択の条件」となる場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は申請を取り下げることができます。なお、採択決定は助成金の交付決定ではありません。

- ① 採択決定された提案者の内、会計監査人を設置していない会社には「200万円以上（税込）の「見積もり・取引予定先一覧」を提出していただきます。
- ② 採択決定の通知後1か月以内に、助成金交付申請書が提出され次第、NEDOは交付決定の手続に入ります。
- ③ 各条件等の確認後、所定の文書手続を経て、順次NEDOが助成金の交付決定を通知します。また、一部の申請情報を基に、交付決定先の公表をいたします（応募者の氏名、助成先法人名、助成事業の名称及び助成事業の概要）。さらに、採択審査委員（評価者）の所属、氏名を交付決定後にNEDOのウェブサイトに公表します。助成事業は、交付決定通知書に記載する事業開始日以降に開始することができ、それ以前の経費は助成対象として計上できません。
- ④ 不採択の場合、不採択理由を添えてその旨を通知いたします。
- ⑤ 交付決定後、必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前にNEDO担当部までご相談ください。

（参考）会計監査人の定義

株式会社の会計監査を行う公認会計士又は監査法人。会社法 337 条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。

## 7. 秘密の保持

- ・ NEDO は、提出された提案書類一式について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- ・ 評価者には守秘義務がありますが、提案者が提案内容の一部について非公開の扱いを希望する場合は、別添 1 の様式（非公開とする提案内容）に記載の上、提案時にご提出ください。NEDO はその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、ご注意ください。
- ・ 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査

のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案様式に含まれる「主任研究者研究経歴書」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

- ・ e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## 8. 助成先の選定について

### (1) 審査の方法について

審査は外部有識者による書面審査（1 次審査）、外部有識者で構成される採択審査委員会による 2 次審査と NEDO 内に設置する契約・助成審査委員会による審査の 3 段階で行います。

書面審査では、提案書類一式の内容について外部有識者による審査を行います。

採択審査委員会では、プレゼンテーション資料の内容に対して、下記の採択審査の基準に基づいた審査を行い、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。

契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、下記の助成金の交付先に関する選考基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。

必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。

助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

### (2) 審査基準

#### a. 採択審査の基準

##### i. 事業者評価

技術的能力（先進技術への取組）、助成事業を遂行する経験・ノウハウ、財務能力（経理的基礎）、経理等事務管理／処理能力

##### ii. 事業化評価（実用化評価）

新規性（新規な開発又は事業への取組）、市場創出効果、市場規模、社会的目標達成への有効性（エンジニアリングチェーンやサプライチェーンへの貢献、社会目標達成評価）

##### iii. 企業化能力評価

実現性（開発終了後のビジネス展開戦略や計画、構想する全体システム構成における本事業の位置付け、既存の類似サービスとの差別化）、目指す規模と期間、生産資源の確保、販路の確保（グローバル性）

##### iv. 技術評価

技術レベルと助成事業の目標達成の可能性、基となる研究開発の有無、保有特許等による優位性、技術の展開性、製品化の実現性、重要技術課題との整合性

- v. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 20 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとな

ります。

また、若手研究者（40歳以下）が主任研究者として登録され、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合や、提案者が「J-Startup企業」として選出されている場合やIoT推進ラボセレクションのファイナリストである場合は、加点评価されることとなります。

#### （参考）企業化の定義

本事業でいう企業化とは、本事業で得られた成果（新製品、新技術等）を活用し、他へ販売すること及び手数料収入等を得ることを目的に事業実施年度以降も継続的に取り組むことをいいます。

#### b. 契約・助成審査委員会の選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考するものとします。

##### i. 助成金交付申請書又は申請書の内容が次の各号に適合していること。

1. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
3. 助成事業の経済性が優れていること。

##### ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野における事業の実績を有していること。
2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。（国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOが指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）当該開発等に必要な設備を有していること。
3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

#### (3) スケジュール

2020年

公募期間 : 5月29日～7月6日

公募説明会 : 未開催

審査期間 : 7月上旬～8月上旬（2次審査は7月下旬頃の予定）

採択通知 : 8月下旬

交付決定 : 10月上旬以降

交付決定先の公表 : 10月上旬以降

#### 9. 留意事項

##### (1) 研究開発計画の変更について

研究開発の途中段階で実施内容の見直しや、研究開発を中止する場合があります。

##### (2) 企業化状況報告書等の提出

採択された事業にあっては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

共同提案やコンソーシアム等で研究開発を進める場合であって、将来の実用化・事業化に向けた取

り組みを共に進める場合は、それぞれがどのような計画に基づき実用化・事業化につなげていくのかを明確にした上で、まとめて記載提出しても構いません。また、この場合には、どのように連携し実用化・事業化を進めるのか、その全体構想を記載してください。

(3) 収益納付

当該助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(4) 処分制限財産の取扱い

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。(交付規程第 16 条)

(5) 助成金交付申請書

採択は当該年度の複数年度交付に関するものであり、総額の助成金交付申請書に単年度毎の助成金交付申請書を提出していただきます。翌年度以降の資金計画等を約束できない場合等、当初申請されていた助成期間内であっても、助成金の交付を中止することがあります。

(6) 主任研究者研究経歴書

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴書に記載していただきます。

(7) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施した NEDO の研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。

(8) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の状況を記載していただきます。詳細は別添 2 を御覧ください。

(9) 追跡調査・評価

助成事業終了後、追跡調査・評価に御協力いただく場合がございますので御協力をお願い申し上げます。追跡調査・評価については、本公募要領に添付する参考資料 1「追跡調査・評価の概要」を御覧願います。

(10) 「国民との科学・技術対話」への対応

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という)に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目(消耗品費、旅費、借料等)にそれぞれ計上してください。

① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。

② 本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。(この場合、算出根拠を明確にしてください。)

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

【参考】平成 22 年 6 月 19 日総合科学技術会議

「国民との化学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

#### (11) 本事業で得られた成果の発表の取扱いについて

本事業では、交付規程第 9 条第 1 項二十一号及び第 23 条第 2 項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前に NEDO に報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の 3 週間前に報告を行うものとする。
- ② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDO からの受領の連絡をもって履行されたものとする。
- ③ 公開内容について NEDO と事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容が NEDO 事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDO の了解を得て NEDO のシンボルマークを使用することができる。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

#### (12) 交付決定の取消し

応募内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取消し、助成金の返還を求めることがあります。

#### (13) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」

※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください： NEDO ウェブサイト

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。  
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
  - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。  
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
  - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について  
本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。  
体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。  
また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

#### (14) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-)

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
  - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
  - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
  - v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合  
国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。  
なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。
- c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口  
NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html) へリンク >

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)



#### (15) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制<sup>\*</sup>が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記を御覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）

- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryu/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatut07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatut07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

#### (16) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規の交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。なお、交付決定後、大学又は国立研究開発法人等は、交付申請書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

#### (17) 博士課程後期（学生）の RA（リサーチアシスタント）等への雇用

第 3 期、第 4 期及び第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

本プロジェクトにおいても、博士課程後期（学生）の RA（リサーチアシスタント）等の研究

員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う博士課程後期（学生）は、NEDOが交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があります。本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

#### (18) 助成事業の事務処理について

助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。助成事業事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100897861.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

### 10. 提案から交付申請までに必要な提出書類

#### (1) 提案時

- ・提案書（e-Radにて作成および申請）
- ・提案様式
- ・チェックリスト（PDF ファイル）
  - ・助成事業実施計画書（PDF ファイル）
  - ・応募体制図（PowerPoint ファイル）
  - ・提案者一覧表（Excel ファイル）
  - ・利害関係の確認について（PDF ファイル）
  - ・主任研究者研究経歴書（PDF ファイル）
  - ・若手研究者（40歳以下）及び女性研究者数の記入について（PDF ファイル）
  - ・NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票（企業のみ）（PDF ファイル）
  - ・会社案内等、会社概要をまとめた資料（PDF ファイル）
  - ・財務データ入力フォーム（Excel ファイル）
  - ・貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書等の直近3年分の経営状況を示す書類（PDF ファイル）

提案時の段階で、2次審査のプレゼンテーション資料を参考資料として提出いただくことも可能です。また、提出いただいたプレゼンテーション資料は、2次審査の段階で加筆・修正等を行うことも可能です。

#### (2) 2次審査前

- ・プレゼンテーション資料（PowerPoint ファイル）
- ・積算用総括表（Excel ファイル）

#### (3) 交付申請時

- ・助成金交付申請書

下記の本公募ページをご参照ください。

本公募ページ：[https://www.nedo.go.jp/koubo/IT2\\_100166.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/IT2_100166.html)

## 1 1. その他

メール配信サービスは、2020年4月17日をもって終了いたしましたので、是非、NEDO 公式 Twitter をご覧ください。

[https://twitter.com/nedo\\_info](https://twitter.com/nedo_info)

## 追跡調査・評価の概要

本資料では、NEDO で実施している追跡調査・評価の概要を記載しています。NEDO では、NEDO プロジェクトで得られた成果の活用状況や社会的・経済的裨益の把握、及び NEDO の業務運営改善等を目的として、終了した NEDO プロジェクトを対象に追跡調査・評価を実施しております。本調査・評価への協力については、契約約款もしくは交付規程の協力事項及び存続条項に記載されております。

追跡調査・評価に関する御質問は、下記までお願いいたします。

追跡調査・評価に関する問い合わせ先	
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	
評価部	
TEL : 0 4 4 - 5 2 0 - 5 1 6 1	
FAX : 0 4 4 - 5 2 0 - 5 1 6 2	

## 追跡調査・評価の進め方

終了翌年度  <b>終了直後調査</b>	研究開発の進捗状況及び NEDO プロジェクト実施時のマネジメントに関するアンケート調査 1) 研究開発の段階（研究、開発、製品化、上市、中止、中断の別） 2) プロジェクト実施の成果及び効果（成果達成度、製品化・上市予定等） 3) プロジェクト参加時、期間中、終了直後のマネジメント
----------------------------	---



2, 4, 6 年後  <b>簡易追跡調査</b>	プロジェクト終了後の研究開発進捗状況に関するアンケート調査 1) 研究開発の段階（研究、開発、製品化、上市、中止、中断の別） 2) プロジェクト実施の効果（売上、波及効果等）
---------------------------------	---



終了翌年度 2, 4, 6 年後  <b>詳細追跡調査</b> ※企業のみを対象	終了直後調査及び簡易追跡調査の結果、新たに「製品化・上市段階に至った企業」、「中断・中止した企業」を対象にした詳細調査（アンケート、必要に応じてヒアリング） 1) 成果の詳細な把握（製品化・上市事例、派生技術、標準化等） 2) 製品化・上市、中止、中断に至った経緯 3) プロジェクト参加時、期間中、終了直後、終了後のマネジメント
--	--

<b>追跡評価</b>	NEDO プロジェクトの効果や改善点の評価 方法：研究評価委員会及び分科会における評価 観点：1) 国民への説明責任の履行 2) NEDO 業務運営の改善 3) 技術開発戦略への反映
-------------	---

### 【調査期間】

プロジェクト終了後、原則 5 年後までの状況を調査（6 年間の調査）。

プロジェクトによっては、6 年を超える状況を調査させていただく場合がございます。

### 【調査対象】

- ① NEDO からの資金を得てプロジェクトに参加した機関（委託先、助成先、再委託先等）です。また、当該機関が複数の機関等によって構成されている場合（技術研究組合等）は、各構成機関も調査対象となります。
- ② プロジェクト終了前に実施体制から外れた機関についても、原則、調査対象となります。
- ③ 調査対象機関が保有するプロジェクトの成果が第三者に承継された場合（法人間の合併、事業承継等）は、承継先機関が調査対象となります。

## 「追跡調査・評価」に関する補足事項

### Q. 追跡調査・評価とは何ですか

- A. NEDO プロジェクト開発成果のその後を把握するため、プロジェクト実施者に対し、プロジェクト終了後5年後までの動向（調査は6年間）についてアンケートやヒアリングを実施しており、これを追跡調査と呼んでいます。実施者の皆様が終了後に進めた事業をNEDOが評価するものではありません。

### Q. どのプロジェクトが対象なのですか

- A. 研究開発プロジェクトが対象で、国際実証事業や導入普及事業は除きます。

なお、研究開発プロジェクトの実施者であっても、以下に該当する機関は調査対象外となります。

- ① 研究開発要素の少ないもの、例えばLCA評価や市場調査等を実施した機関
- ② 外注先や請負先等
- ③ NEDOが研究開発の委託や助成を行っていない機関（委員会委員が所属する機関、サンプル提供先の機関、助言等による研究協力を行った機関等）

### Q. 何のためにやるのですか

- A. NEDO プロジェクトは国民の税金で賄われていますので、NEDO プロジェクトが及ぼした経済的・社会的効果等を把握し、国民の皆様に説明する責任があります。また、NEDOの技術開発マネジメントの改善や技術開発戦略への反映も目的として実施しています。

### Q. 具体的に何をすればよいのですか

- A. プロジェクト終了時に、追跡調査の御担当者をご連絡下さい。プロジェクト終了後1、2、4、6年目に追跡調査担当者宛にメールでアンケート調査の依頼を行います。アンケートへの回答はWeb上で行っていただきますので、御回答願います。

また、製品化を達成した場合や事業を中止・中断した場合には、その状況や要因を確認させていただくための詳細追跡調査やヒアリング調査（一部の企業等）にも御協力願います。

## 非公開とする提案内容

評価時に非公開としたい内容がある場合には、本用紙にその内容を記入してください。

非公開としたい内容がない場合には、「非公開としたい内容がない」旨を一文明示してください。本用紙に記載された内容は、委員の評価を含め、外部には公表されません。NEDO内部で行う選定の判断にのみ使用します。なお、様式第1及び添付資料1～3は、評価者が内容を確認しますので、非公開としたい内容は省いておいてください。ただし、非公開の内容が多くなりますと、評価者の判断材料が不足し、評価が低くなるおそれがありますので注意してください。

整理番号           (NEDOにて記入しますので、空欄としてください)

申請者名称 \_\_\_\_\_

助成事業の名称 Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AIシステム開発促進事業/  
サプライチェーンの迅速かつ柔軟な組換えに資するデジタル技術の開発支援

(添付資料1) 助成事業内容等説明書

3 . 研究開発の内容等

(添付資料3) 企業化計画書

1 . 研究開発を行う製品・サービス等の概要

2 . 研究開発への取組

3 . 市場の動向・競争力

4 . 売上見通し

(その他)

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とし、縦位置とすること。



－ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について －

平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 20 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の状況について記載ください。

対象：提案書の実施体制に記載される委託先（再委託等は除く）

※提出時点を基準としてください。

法人名	常時雇用する労働者数	認定状況及び取得年月日（認定が何も無い場合は無しと記入）
〇〇株式会社	〇名	えるぼし認定 1 段階（〇年〇月〇日）
〇〇株式会社	〇名	えるぼし認定行動計画（〇年〇月〇日）、 プラチナくるみん認定（〇年〇月〇日）
〇〇株式会社	〇名	ユースエール認定

※必要に応じて、適宜行を追加してください。

※証拠書類等の提出をお願いする可能性があります。

【加点対象認定】

（参考：女性活躍推進法特集ページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>）

認定等の区分	
女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定)	1 段階目 <sup>※1</sup>
	2 段階目 <sup>※1</sup>
	3 段階目
	行動計画 <sup>※2</sup>
次世代法に基づく認定 (くるみん認定・プラチナくるみん認定)	くるみん (旧基準) <sup>※3</sup>
	くるみん (新基準) <sup>※4</sup>
	プラチナくるみん
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定)	

※1 「労働時間等の働き方」に係る基準は満たすことが必要。

※2 行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※3 旧くるみん認定マーク（改正前認定基準又は改正省令附則第 2 条第 3 項の経過措置により認定）。

※4 新くるみん認定マーク（改正後認定基準（平成 29 年 4 月 1 日施行）により認定）。